特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１号

岐阜県高山市国府町宇津江2775番地
清算株式会社　吉城電子工業株式会社
代表清算人　伊藤　哲雄

１　決定年月日　令和７年10月23日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　本件債権

特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した各協定債権者（別紙「本件債権額一覧」に記載の債権者をいう。）の協定債権のうち、元金部分にかかる債権を「本件債権」とする。

２　債権額

各協定債権者の特別清算開始決定日における本件債権額は、別紙「本件債権額一覧」のとおりである。

３　弁済の場所及び端数の処理

⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

⑵　割合弁済の結果生じる１年未満の端数は切り捨てる。

第２　債務の弁済及び免除

１　清算株式会社は、各協定債権者（但し、伊藤哲雄及び桑原辰郎は除く。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各本件債権額に応じて按分して弁済する。

２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けた時は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各本件債権に付随する利息、遅延損害金、違約金も含まれる。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、直ちにこれを換価して、各協定債権者（但し、伊藤哲雄及び桑原辰郎は除く。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各本件債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、前項の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

４　伊藤哲雄及び桑原辰郎は、本協定の認可の決定が確定した日において、清算株式会社に対して有する債権（本件債権を含むがこれに限らない。）の全額につき、その債務を免除する。

岐阜地方裁判所高山支部